

## 第3章 ニーズへの対応（発災後3日～1週間程度）

発災後3日～1週間程度の時期においては、避難者が避難所での仕組みや規則に従った日常性を確立する時期です。

### 1 避難所環境の整備

#### （1）避難所運営委員会組織の再編成

【総務部】

復旧期になると、避難所生活で発生する様々なニーズに対応するため、初期の避難所運営委員会の業務内容を再編する必要があります。

また、避難者の減少に伴い、自主防災組織主体から避難者主体の運営体制に移行していきます。

#### （2）避難所内での場所移動

【総務部】

避難者の増減などにより、場所の移動が必要な場合は、避難者の了解を得て、部屋の統廃合などにより場所を移動します。

部屋の統廃合にあたっては、どの部屋を避難所として使用するのかを事前に施設管理者と調整する必要があります。

また、避難所開設直後から、避難所内で場所の移動があり得ることを周知しておくことも必要です。

#### （3）健康管理

【救護部】

- ・状況に応じて、（総務部を通じて）区災害対策本部へ医師・看護師等の派遣を要請します。
- ・状況に応じて、区災害対策本部へ医薬品を要請します。
- ・避難所内を定期的に巡回し、健康管理に努めます。
- ・扇風機やストーブ等の冷暖房機器の設置など、季節を考慮した対策や段ボールを活用したベッドなど配慮が必要な方に向けた対策などに努めます。
- ・のどが渇いてなくても、こまめに水分を取るよう周知します。
- ・エコノミークラス症候群対策を周知します。特に車中泊避難者へ注意を促します。

## 【エコノミークラス症候群対策】

### （様式 19 エコノミークラス症候群対策掲示物例）

長時間、同じ姿勢をとることで、ふくらはぎの静脈の血が流れにくくなり、血の塊（血栓）ができる症状。悪化すると血栓が血管を流れていき、肺や脳、心臓の血管を詰まらせることがあります。その結果、肺塞栓や脳卒中、心臓発作等をおこし、最悪の場合、死に至ることがあります。

#### ☆予防のポイント

- ・ 水分を適度によくとる。
- ・ ふくらはぎをもむなど、こまめにマッサージをする。
- ・ 足首の運動や屈伸運動をする。
- ・ しめつけの強い服を避け、ゆったりとした服装をする。

#### □ 熊本地震派遣職員の声より □

- ・ 避難所ではラジオ体操をしていました。
- ・ 決まった時間に体を動かすことで、エコノミークラス症候群対策だけでなく、共有体験として有効でした。



## （４）衛生管理

【救護部】

### ①ごみに関すること

多くの人が共同生活する避難所では、大量のごみが発生します。特に災害発生直後の混乱した状況下では、ごみの収集も滞るおそれがあるため、ごみ集積場を清潔に保つようにする必要があります。

#### ・ごみの分別収集例

普通ごみ（※カセットボンベやライター等は使い切ってから捨てるなど注意する）

資源ごみ（空き缶・空きびん・ペットボトルなど）

容器包装プラスチック

古紙・衣類

#### □ 熊本地震派遣職員の声より □

- ・避難所のごみ置場において、テレビや家具など、外部から持ち込まれたと思われるごみを確認しました。
- ・災害廃棄物の収集についても検討する必要があると思いました。

### ②掃除に関すること

多くの人が共同生活を行う避難所で、避難者全員が避難所内の清掃を心がける必要があります。

- ・共有部分の清掃は、当番制をつくり、交代で清掃を実施します。
- ・居室部分の清掃は、毎日１回、清掃時間を設けて実施するよう呼びかけます。
- ・布団等は敷きっぱなしにせず、天日干しや通風乾燥するようにします。

### ③感染症予防に関すること

感染症の発生を予防し、衛生的な避難所環境をつくるために、衛生管理に注意を払う必要があります。

- ・「手洗い」「うがい」「消毒」の徹底を周知します。
- ・食品や食器の衛生管理を徹底します。
- ・避難所での集団生活においては、インフルエンザやノロウイルスなどを原因とする食中毒など、感染症がまん延しやすくなるため、感染症の予防など衛生面の管理に留意します。
- ・避難所の玄関先やトイレ前には消毒薬を設置します。

- ・配食に關与する従事者の手指の消毒を徹底します。  
ノロウイルス には 家庭用塩素系漂白剤 を水で薄めた消毒液が有効です。
- ・上履きの着用を徹底します。
- ・避難所内の換気を実施します。
- ・避難所における「健康二次被害予防」ポスター等を掲示します。

【具体例】

早めにマスクを配布し感染症拡大を防ぐ。

下痢・嘔吐等の感染症胃腸炎が疑われる場合は、消毒薬並びに診断が確定するまで、できるだけ個室で対応する など

□ 熊本地震派遣職員の声より □

・（配給の）パンなどの賞味期限を過ぎた食料をどのように廃棄いただくのかが問題と感  
じました。

④生活用水の確保に關すること

災害時に生活用水を確保することは、非常に重要です。生活用水の確保は、労力を必要とする仕事なので、避難者全員で協力しましょう。

- ・避難所内で使用する水は用途に応じて、明確に区別します。
- ・飲料・調理用、手洗い・洗顔・歯磨き・食器洗浄用、風呂・洗濯用、トイレ用の水を確保します。

《用途別の水の使い方の例》

（凡例 ◎：最適、○：適している、△：普通、×：不適）

| 用途<br>水の種類  |             | 飲料用<br>調理用 | 手洗い、洗顔<br>歯磨き、食器洗<br>浄用 | 洗濯用          | トイレ用         |
|-------------|-------------|------------|-------------------------|--------------|--------------|
| 飲料水（ペットボトル） |             | ◎          | ○                       | ×<br>（量的に不向） | ×<br>（量的に不向） |
| 給水所の水       |             |            |                         |              |              |
|             | 給水車・仮設水槽    | ◎          | ◎                       | ×<br>（量的に不向） | ×<br>（量的に不向） |
|             | 水道管経由の仮設給水栓 | ◎          | ◎                       | ○            | ○            |
| ろ過水         |             | △          | ◎                       | ○            | ○            |
| プール・河川の水    |             | ×          | ×                       | ×            | ◎            |

## (5) トイレに関すること

【管理部】

(参考：内閣府防災担当「避難所におけるトイレの管理ガイドライン」)

- ・避難所のトイレは大勢の人が使用するため、清潔な環境を維持し、感染症等の二次被害を防ぐためにも普段以上に衛生面への配慮が必要になります。
- ・手洗い水の確保、また手洗いを徹底します。
- ・男女どちらにも配慮するように、避難者の中からトイレ当番を決めます。
- ・専用の履物を用意します。
- ・便袋を使用する場合は、汚物処理の方法を徹底し、汚物の保管場所を確保し、できる限り雨水でぬれない保管場所を選択することも検討します。
- ・感染症患者がでた場合は、専用のトイレを設ける等の配慮が必要です。
- ・ボランティア等の支援者の力を借りて、衛生的なトイレ環境を維持します。

## 2 ボランティア

【総務部】

〇〇区災害ボランティアセンター（〇〇区社会福祉協議会）連絡先

|                             | 連絡先                   |
|-----------------------------|-----------------------|
| 〇〇区災害ボランティアセンター（〇〇区社会福祉協議会） | 大阪市〇〇区××××<br>△△-△△△△ |

## (1) ボランティアニーズの把握

- ・ボランティアに対してどのような協力を求めるかについて、避難所運営会議で検討します。
- ・避難所においては、物資の運搬要員、炊き出し要員、避難者の話し相手となってくれる者等様々なボランティアが必要となるため、ボランティアニーズ（必要な技能・人数・期間等）の把握に努めます。
- ・避難所での避難者及び在宅避難者等のボランティアニーズの把握に努めます。

### <ボランティアによる支援の例>

- ・炊き出し、食料の配給
- ・物資の仕分け、配給



- ・要配慮者への支援

※手話や外国語通訳などの専門ボランティアを含む

- ・転居の手伝い
- ・生活用品の配達、運搬
- ・被災者の話し相手、交流の場の提供

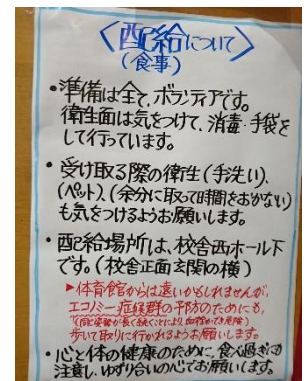
## （２）ボランティアの要請

- ・区災害対策本部へボランティアの派遣の要請を行います。（様式 20 ボランティアニーズ受付票）
- ・避難者からボランティアの派遣要請があった場合は、ニーズを調査し、区災害対策本部へ要請します。

## （３）ボランティアの受入れ

- ・避難所運営委員会が中心となって、活動内容の説明や、ボランティアの活動を管理します。
- ・ボランティアが直接避難所へ来た場合は、区災害対策本部へ連絡し、ボランティアセンターを通じた活動を依頼します。

平成 28 年熊本地震での避難所の様子



### 3 多様な視点を取り入れた避難所の運営

男女のニーズの違いやLGBTQなどの性的マイノリティーの方への対応に配慮した避難所の運営が行えるよう、委員には女性をはじめ多様なメンバーを含めるとともに、委員長、副委員長、各部リーダーに、多様なメンバーを配置するなど、多様な方がリーダーシップを発揮しやすい体制を確立しましょう。

#### (1) 女性専用スペースの設置

- ・更衣室、授乳室、乳幼児室、マタニティルーム、トイレ、単身女性や女性のみ家族のエリア、休養スペース、物干し場などを設けます。
- ・女性用トイレを多めに設置します。(男性1に対し女性3の数量)

#### (2) 乳幼児・こどもへの視点

- ・こどもの学習スペースや遊び場等を設置します。
- ・オムツの交換場所を設置します。



平成 28 年熊本地震での避難所の様子

#### (3) その他

- ・避難所運営委員会の委員に多様な立場の方がともに参加します。
- ・女性用品（生理用品、女性用下着等）は女性による配布をします。
- ・安全性の確保をします（必要に応じて夜間照明を設置したり、女性専用スペースが死角にならない配置など）。
- ・特定の業務（食事づくりやその後片付け、清掃等の特定の業務等）が女性に偏らないよう全員で共同します。

#### □ 熊本地震派遣職員の声より □

- ・女性トイレの掃除等、男性では対応できない部分があり、女性避難者の協力が不可欠であるほか、避難所における女性目線での運営が必要と感じました。
- ・大人用おむつや生理用品が受付前の段ボールで管理されていました。

【女性・こどもへの配慮】熊本地震における避難所運営等の事例（内閣府）

- ・避難所に乳幼児のいる家族が訪れて乳幼児を持つ家族が居る避難所を探していた。これは同じ境遇の避難者となれば夜泣きや授乳など、周りに気を使うことに対して精神的に共感できることも多いため、一緒に避難生活を送ることができる考えたためであった。解決の一例として、ある避難所では乳幼児を連れた避難者向けの部屋が用意されていた。
- ・発災から間もない時は女性への配慮が後回しになっている状況が散見された。発災前から空間利用を検討することやパーテーション等の間仕切りを準備しておくべきだと感じた。
- ・発災後、徐々に更衣室や授乳室などが設置され始めたが、避難所となった学校の卒業生や地元で大学がある学生などが女性更衣室や授乳室の鍵の管理を自主的に行ってくれた。
- ・避難生活が落ち着いてくるとこどもたちの遊び相手も必要だと感じた。NPO によるこどもたちへの支援も行われていたが、（支援した避難所においては）女性の視点がなかったため女性の視点からの遊び相手も必要と感じた。
- ・（震災の影響からか）自傷行為をすることも見られたため、こどもが安心できるスペースの確保や対応も必要である。
- ・小さなお子さんのいる家庭や女性は意見をなかなか言いづらく、こちらから聞いても男性職員には話づらいこともあると感じた。ついては、目安箱などを設置して声の大きな人の支援に傾くことが無いよう配慮する必要がある。
- ・単身の男女が避難所で隣同士の区画になったことによるクレームがあった。
- ・ある自主避難所では、夜間は男女別々に就寝をお願いした。
- ・女性専用の避難部屋が設置されたが、避難所に待機する職員が男性のみの場合には、部屋の清掃やトイレ掃除などの対応が難しく感じた。物資の配布においても、男性職員では女性の人数に対する生理用品の在庫量が適切なのか、毎日どの程度減っていくのか、求められたときに何枚渡しておけば良いかなどわからないし、サイズや製品の違いなどの詳細を説明することも嫌がられる。



## 4 ペットの救護対策

### 【管理部】

ペットは飼い主にとってはとても大切な存在ですが、避難所では動物が苦手な人や動物に対してアレルギーを持っている人と共同生活を送ることになるため、ペットの鳴き声や毛の飛散、におい等への配慮が必要です。避難所のペット対策については、事前にペット同行避難のルールを決めておくことが重要です。飼い主が責任をもって避難所でペットを飼育するための場所の確保等、具体的な対応を検討します。

- ・ペット同行避難のルールを確認します。ルールがない場合には、避難所運営委員会で協議して決定します。
- ・ペットの飼育、飼育場所の衛生管理については飼い主自身が実施することとし、ペットに関するトラブルについても飼い主自身が対応します。
- ・ペット飼育のルールについて、同行避難してきた飼い主に交付するだけでなく、ペット飼育場所や避難者居住スペースに掲示するなどして徹底します。
- ・避難所で飼育できるペットについて、ケージ内で飼育できる犬と猫に限る等、あらかじめ決めておきます。また、ケージは飼い主自身が準備することとします。
- ・狂犬病などの感染症やノミ・ダニについて、対策を実施しているペットのみが飼育できることとし、犬の登録（鑑札）、予防注射（済票）、その他のワクチン接種について証明書の提示を依頼します。
- ・廊下や踊り場などを飼育場所とする場合には、動物の苦手な人の出入りについて動線を配慮するようにします。
- ・ペットのトイレについてもあらかじめ決めておき、ふんの処理方法や捨てる場所についてもあらかじめ決めておきます。
- ・ペット同行避難者を把握するため、台帳（様式 21）を作成し、活用します。また、避難所入口にペット同行避難者は手続きが必要であることの掲示をするようにします。

